

企業のみなさまへ

「新卒者就職応援プロジェクト」を活用ください！

I 新卒者就職応援プロジェクトについて

中小企業は、大企業と比較して、求める人材を確保するという点においてこれまで厳しい面がありましたが、今般の雇用情勢の変化は中小企業が中核人材を確保するチャンスと捉えることもできます。

新卒者就職応援プロジェクトは、平成 19 年 9 月以降に高等学校、大学（大学院及び短期大学を含む）、高等専門学校、専修学校を卒業した（する）者であって就職先が未内定の方を対象に、中小企業の生産現場等に触れる機会を付与するとともに、中小企業で働く上で必要とされる技能・技術・ノウハウ等を習得してもらうための長期間（6ヶ月）の職場実習（インターンシップ）等を実施することにより、中小企業の人材確保を支援することを目的としています。

1. 事業の実習対象者

本事業の実習対象者は、下記(1)～(3)全てに該当する事を条件とします。

- (1)平成 19 年 9 月以降に、高等学校、大学（大学院及び短期大学を含む。）、高等専門学校、専修学校などを卒業した（する）者
- (2)本プロジェクト参加時点で、就職未内定である者
- (3)本事業の趣旨である「中小企業の仕事現場に触れながら、中小企業で働く上で必要とされる技能・技術・ノウハウ等を習得することを目指す」ことを十分に理解し、アルバイト等短期労働を目的としない者

【ポイント 1】 ～実習期間中を通じて自社にピッタリな人材か否かを見極めることができる～
職場実習期間を通じて、自社にマッチした人材か否かを見極めることができます。

また、実習カリキュラムの調整により、自社の配置した部署に必要な技能・技術・ノウハウを習得させることも可能です。

【ポイント 2】 ～カリキュラム作成のノウハウがなくても安心～

職場実習を効果的なものとするため、標準カリキュラムを提供するほか、キャリアコンサルタントによるカリキュラム作成の手伝いをいたします。

【ポイント 3】 ～実習中の負傷に対する補償～

実習中に万が一怪我をした場合（通所中の事故も含む。）は、本会が加入する「インターンシップ総合保険」で医療費の自己負担額が支払われますので、受入企業の保険料の負担はありません。

【ポイント 4】 ～受入企業に配慮した実習生の決定～

実習生とのマッチング、実習開始から実習終了に至るまでの相談対応など、キャリアコンサルタントを派遣いたします。（受入企業のご負担はありません。）

実習中は、キャリアコンサルタントの原則月 2 回の訪問により、実習生と受入企業ご担当者との面談を行いますので、実習中の悩みなど相談ができます。

【ポイント 5】 ～助成金が支給されます～

実習を指導する社員の方の件費は負担できませんが、受入企業に「教育訓練費助成金」として、実習生 1 人の受入れに対して日額 3,500 円、実習生に「技能習得支援助成金」として日額 7,000 円、が支給されます。

※ 実習生への実習は OJT が基本となりますので、外部の講師による研修や外部の研修に

- 参加させた場合は、受入企業への助成金は支給されません。
※ 在学中の実習生及び失業等給付を受給中の実習生には助成金は支給されません。

II 新卒者就職応援プロジェクトの申込み手続き

新卒者就職応援プロジェクトへの参加にあたっては、以下の内容についてご理解いただいたうえで、登録申込みをお願いします。

1. 応募要件

本事業へ応募いただけるのは、山梨県中小企業団体中央会会員組合の構成員（中小企業）の方に限ります。

2. 必要書類及び提出先

登録を希望される方は以下の必要書類を、受付期間内に郵送又は持参のうえ提出してください。

(1) 必要書類

① 職場実習受入企業申込書

(2) 受付期間

平成 22 年 12 月 1 日(水)～平成 23 年 4 月 28 日(金)17:00 必着

※土・日・祭日を除く 9 時～17 時

(3) 提出先等

〒400-0035 山梨県甲府市飯田 2-2-1
山梨県中小企業団体中央会 組織開発部労働課
新卒者就職応援プロジェクト事務局
注) 提出いただいた書類は返却いたしません。

3. 注意事項【重要】

- ・本事業は職場実習であり、実習生は労働者ではありません。実習生と受入企業との間において雇用契約に基づく、「使用従属関係」はありません。また、労働者性が認められるような実習は出来ませんのでご理解下さい。
- ・従業員のように時間外労働ととられるような実習はできませんので、あくまでも事前に用意されたカリキュラムに沿った実習を行ってください。
- ・実習生に対して金品その他（実習等に対するの特別手当、名目は問わない。）の受け渡しやサービス等の利益の收受をしてはいけません。
- ・実習生が受入企業においてアルバイトを行う事は一切禁止です。
- ・実習生に受入企業の自動車等の車両の運転をさせることはできません。
- ・実習生の 1 日あたりの職場実習時間は 7 時間以上 8 時間以下とし、8 時間を超えた実習はできません。また、実習日数についても、原則 16 日以上 21 日以下となっております。

4. 助成金の支払いについて

- ・実習期間中は、実習生に対して、指定された「月例報告書」に実習内容を日々記録するようご指導いただき、実習生と受入企業担当者の確認印の押印をしてください。
- ・「月例報告書」を山梨県中小企業団体中央会に提出することにより、指定の口座に助成金が振り込まれます。（例 7 月分の請求は 8 月 31 日振込）

5. 社会保険等の取り扱い

- ・本事業での実習生の受入は「雇用」ではありませんので、社会保険（健康保険、国民年金（20 歳以上）等）は実習生自身で対応することとなります。（企業負担は発生しません。）

6. 個人情報の取り扱いについて

- ・本事業で知り得た個人情報は、本人の同意を得ずに第三者へ開示することはできませんので、個人情報の取り扱いには十分注意願います。

7. 問い合わせ先

山梨県中小企業団体中央会 組織開発部労働課 TEL. 055-237-3215